

福祉のまちづくり条例施行規則改正等に向けた整備基準見直しのための
基礎調査委託業務に係る公募型プロポーザル募集要領

1 趣旨

「福祉のまちづくり条例施行規則改正等に向けた整備基準見直しのための基礎調査」を委託するためのプロポーザル審査に関して、必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

福祉のまちづくり条例施行規則改正等に向けた整備基準見直しのための基礎調査委託業務

(2) 業務内容

別紙 仕様書のとおり

(3) 委託契約金額の上限（令和7年度実施分）

8,151,000円（消費税および地方消費税を含む。）

※本業務については、令和7年度から令和8年度の2か年で実施する。

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 応募資格

企画提案書を提出することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと
- (2) 参加資格認定の日において、現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと
- (3) 参加資格認定の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと
- (4) 福井県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がないこと
- (5) 消費税および地方消費税の未納がないこと
- (6) 提案を求める業務と同種または類似の業務を履行した実績を有する者であること
- (7) 次の（ア）から（オ）までのいずれにも該当しない者であること
 - （ア）役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - （イ）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - （ウ）役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - （エ）役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - （オ）役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (8) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）および宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと
- (9) 企画提案審査会前3年間における団体の事業等において、刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと

- (10) 福井県から訴えを提起されていないこと
- (11) その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること

4 応募方法及び応募資格要件の確認結果の通知

(1) 参加申込書の提出

企画提案に参加する者は、次により企画提案参加申込書を提出すること。

① 提出期限	令和7年7月7日（月）17時まで（必着）
② 提出方法	持参の場合は、土・日、祝日を除く9時～17時に持参すること。 郵送の場合は、配達記録の残る書留郵便等とすること。
③ 提出先	〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1 福井県健康福祉部障がい福祉課 地域生活支援室
④ 提出書類	(1) 企画提案参加申込書（様式第1号） (2) 企画提案参加資格誓約書（様式第2号） (3) 提案を求める業務と同種または類似業務を履行した実績（様式第3号） (4) 役員等名簿（様式第4号） (5) 企画提案参加事業者の会社概要、事業内容等が分かる書類（様式任意） (6) 福井県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の滞納がない旨の証明書（2か月以内に発行されたものに限る） (7) 申請日から2か月以内に発行された国税の納税証明書 (8) 商業登記簿謄本の写し、または登記事項証明書の写し (9) 直近2期分の決算報告書（貸借対照表および損益計算書）の写し
⑤ 提出部数	1部
⑥ その他	参加申込書提出後に、企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案を辞退しても、今後、当該辞退による不利益な取扱いはしない。

(2) 応募資格審査の結果通知

上記（2）により企画提案参加申込書を提出したものについては、応募資格要件を審査し、その結果を令和7年7月8日（火）までに通知する。

5 質問および回答

- (1) 本業務に関する質問は、質問票（様式第5号）により、令和7年7月7日（月）までに福井県障がい福祉課あて、電子メールにて提出すること。
- (2) 質問に対する回答は、令和7年7月9日（水）までに、電子メールにより参加者全員に対し通知する。ただし、軽微な質問については、口頭により回答する場合がある。

6 企画提案書の提出

① 提出期間	令和7年7月23日（水）17時必着
② 提出方法	持参の場合は、土・日、祝日を除く9時～17時に持参すること。 郵送の場合は、配達記録の残る書留郵便等とすること。
③ 提出先	〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1 福井県健康福祉部障がい福祉課 地域生活支援室 電子メール syogai@pref.fukui.lg.jp
④ 提出書類	(1) 企画提案書の提出について（様式第6号） (2) 企画提案書（A4サイズ、任意様式） (3) 業務スケジュール（A4サイズ、任意様式） (4) 業務実施体制（A4サイズ、任意様式） (5) 参考見積書（任意様式） 【企画提案書作成にあたっての留意事項】 ・提出できる企画提案は1案とする。 ・記載事項については、別紙1「企画提案書記載項目」のほか、仕様書および実施要領を熟読して作成すること。
⑤ 提出部数	正本1部、副本5部（紙ベースで提出してください。）
⑥ その他	提出後における企画提案書の追加および変更は認めない。

7 委託先候補者の選定等

(1) 選定方法

福祉のまちづくり条例施行規則改正等に向けた整備基準見直しのための基礎調査委託業務選定審査会（以下「審査会」という。）においてプレゼンテーション（ヒアリングを含む。）による審査を実施する。なお、災害等不測の事態の発生等により書類審査となる可能性もある。プレゼンテーションを実施する日時および方法については、別途参加者に対し電子メールのより通知する。

(2) 審査方法

別表「企画提案書審査基準」に基づき、各審査委員の配点の合計点が最高点となった者を委託先候補者として選定する。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、採否にかかわらず応募者全員に書面にて通知する。なお、審査結果の異議申し立ては受け付けない。

8 契約の締結

福井県は、委託先候補者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な協議を行う。協議が整った場合は、委託先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、随時契約による委託契約を締結する。

また、次の場合には契約締結を取り消す場合がある。

- (1) 委託先候補者として選定されたものが、契約の締結に応じないとき
- (2) 財務状況の悪化等により事業の履行が確実でない恐れがあるとき
- (3) その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または著しく不適当となるような事情が生じたとき

9 再委託

本業務委託のすべてを再委託することはできない。ただし、必要に応じて一部を再委託する場合、福井県障がい福祉課と協議の上、その承諾を得ること。

10 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア 参加者が提出した書類に含まれる著作物の著作権は参加者に帰属する。

イ 参加者が提出した書類は返却しない。

(2) 企画提案内容に含まれる特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。

(3) 本県の企画提案書等の提出に要する費用は、参加者の負担とする。

(4) 福井県民等からの情報公開請求に応じて、企画提案書等の情報公開を行う場合があることを承知の上で、応募すること。

8 問合せ、書類提出先

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1

福井県健康福祉部障がい福祉課 地域生活支援室

電 話 0776-20-0338

F A X 0776-20-0639

電子メール syogai@pref.fukui.lg.jp

(土・日・祝日を除く、9時から17時まで)

(別表) 企画提案書審査基準

	評価項目	審査基準等
1	業務実施体制全般	受託業務を適正に遂行する望ましい資格、知識、経験を持つ人材が確保されているか。
		全体的な作業スケジュールは無理のない計画となっており、十分に実施可能であるか。
		責任者、役割分担等が具体的に示され、県の依頼に応じて即時の協議ができる体制となっているか。
2	調査内容	現行の条例施行規則および施設整備マニュアルの内容や問題点を十分に把握し、その改善が期待できる内容となっているか。
		分析方法や検討内容が具体的かつ論理的である、本県の施策の検討につながる実効的な内容が示されているか。
		仕様書記載の検討項目の情報が全て盛り込まれているか。
		事業者独自の創意工夫や専門的な視点での提案がされているか。
3	実績	同種業務の経験や知見が豊富であり、本業務を確実かつ効果的に遂行する十分な実績を有しているか。
4	審査会	説明内容が企画提案書の内容をよく補完しており、十分に理解できる内容であるか。質問に対する応答が簡潔かつ明快であるか。
5	見積金額・経費	経費の内訳が明確であり、妥当性があるか。

(別紙1)

企画提案書記載項目

企画提案書には、以下の項目について具体的に記載すること。なお、様式は任意とするが、様式サイズはA4とし、次の1から4を一体として綴ること。

1 企画提案書

仕様書及び評価基準を参考の上、次の事項について記載した企画提案書を作成すること。

(1) 実施方針

本業務実施にあたっての考え方や実施方針のポイント等を記載すること。

(2) 業務内容

仕様書に記載された業務内容を踏まえた上で、提案の特徴を明確にするとともに、業務を実現するために可能な限り具体的な内容を記載すること。特に、「仕様書(2)バリアフリーの現状と課題の整理・分析」において作成する基礎資料は、県がステークホルダー(障がい者当事者団体、建築関係団体など)に意見聴取する上で重要な資料となることから、検討事項や方針について明記すること。

(3) 福祉のまちづくり条例施行規則等の課題に対する提案

福井県福祉のまちづくり条例施行規則および施設整備マニュアルにおける、現時点で提案者が把握する課題・問題点を踏まえて、課題解消に向けて本県が取り組みを進めていくために実現可能で有益な提案事項を記載すること。

(4) 業務の遂行に係る提案

本県との連絡調整など業務を進めるための取組みに関わることや、条例施行規則における基準を検討していく上で必要となる事項など、業務遂行に関する提案事項を記載すること。

(5) その他

上記以外で提案する事項があれば記載すること。

2 業務スケジュール

契約からの全体スケジュールが分かるようにすること。

3 業務実施体制

(1) 責任者、各業務の担当者の構成、人数、業務従事予定者の略歴(氏名・役職、本業務に関わるこれまでの経験)等について記載すること。

(2) これまでの実績やノウハウ、知識など、提案内容の実現可能性が判断できるよう記載すること。

4 参考見積書

本業務に係る所要経費を全て見積ること。委託契約全額を上限として、見積りの根拠となる所要経費の明細を明らかにすること。